

イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保
 支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案 新旧対照条文

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>7 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成十三年法律第百十三号）がその効力を有する間、同法の定めるところにより、協力支援活動としての物品の提供を実施することができる。</p> <p>8 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法がその効力を有する間、同法の定めるところにより、防衛省本省の機関又は部隊等に協力支援活動としての役務の提供を、部隊等に搜索救助活動又は被災民救援活動を行わせることができる。</p>	<p>附則</p> <p>7 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、それぞれ、当該法律の定めるところにより、当該各号に定める物品の提供を実施することができる。</p> <p>一 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成十三年法律第百十三号） 協力支援活動としての物品の提供</p> <p>二 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法 部隊等による対応措置としての役務の提供</p> <p>8 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、それぞれ、当該法律の定めるところにより、当該各号に定める活動を行わせることができる。</p> <p>一 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法 防衛省本省の機関又は部隊等による協力支援活動としての役務の提供並びに部隊等による搜索救助活動及び被災民救援活動</p> <p>二 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法 部隊等による対応措置としての役務の提供</p>

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

<p>4 〔略〕</p>	<p>4 〔略〕</p>						
<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、<u>地方分権改革推進法（平成十八年法律第百十一号）</u>がその効力を有する間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地方分権改革推進計画（地方分権改革推進法第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。）の作成に関すること。</p> <p>二 <u>地方分権改革推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</u></p>	<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、<u>第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <table border="1" data-bbox="438 1164 981 2049"> <thead> <tr> <th data-bbox="933 1164 981 1523">期間</th> <th data-bbox="933 1523 981 2049">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="710 1164 933 1523">イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号）がその効力を有する間</td> <td data-bbox="710 1523 933 2049">同法第二条第一項に規定する対応措置（自衛隊が実施するものを除く。）の実施に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 1164 710 1523">地方分権改革推進法（平成十八年法律第百十一号）がその効力を有する間</td> <td data-bbox="438 1523 710 2049">一 地方分権改革推進計画（同法第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。）の作成に関すること。 二 地方分権改革推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	期間	事務	イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号）がその効力を有する間	同法第二条第一項に規定する対応措置（自衛隊が実施するものを除く。）の実施に関すること。	地方分権改革推進法（平成十八年法律第百十一号）がその効力を有する間	一 地方分権改革推進計画（同法第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。）の作成に関すること。 二 地方分権改革推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
期間	事務						
イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号）がその効力を有する間	同法第二条第一項に規定する対応措置（自衛隊が実施するものを除く。）の実施に関すること。						
地方分権改革推進法（平成十八年法律第百十一号）がその効力を有する間	一 地方分権改革推進計画（同法第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。）の作成に関すること。 二 地方分権改革推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。						